○麻績村松くい虫防除対策事業補助金交付要綱

平成25年２月22日告示第６号

改正

令和２年３月２日告示第６号

麻績村松くい虫防除対策事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、麻績村における松くい虫による庭木等の松の被害に対し、被害の拡大を防ぐため、松の所有者が行う防除等の対策事業に要する経費に対し予算の範囲内で補助金を交付することについて、麻績村補助金等交付規則（昭和48年麻績村規則第43号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

(１)　松くい虫とは、松の枯死の原因となる線虫類を運ぶ昆虫をいう。

(２)　庭木等の松とは、地目が山林以外の土地で個人及び団体等（以下「管理者」という。）によって管理されている松をいう。

(３)　財産とは、地目が山林以外の土地に存在し、管理者によって適正に管理されている以下の項目についていう。

ア　宅地・田・畑・牧場・ため池

イ　墓地若しくはそれに類するもの

ウ　集落等団体の管理する施設（共同使用される建物、井溝等）

エ　個人又は団体で使用する道路

（交付の要件）

第３条　この要綱により補助金を受ける場合は、次の要件を備えるものとする。

(１)　個人にあっては麻績村に住民票を有する、又は麻績村内に前条に定める財産を有するものであること。

(２)　団体にあっては麻績村内に拠点を置く前条に定める財産を管理する団体であること。

(３)　前項のいずれにも該当しない事業主体による事業で村長が特に必要と認める事業であること。

(４)　前項いずれかに該当するもので村へ納付すべき税金及び料金について未納がないこと。

（補助金の交付対象事業）

第４条　この要綱における補助の交付対象とする事業は、次に定めるいずれかを満たすところによる。

(１)　松くい虫被害を受けた庭木等の松の伐倒駆除事業

(２)　財産に隣接する、山林で松くい虫被害を受けた松の伐倒駆除事業

(３)　未被害の庭木等の松に対する樹幹注入事業

（事業の種類、経費及び補助率等）

第５条　事業の種類、経費及び補助率等は、次に定めるものとする。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業の種類 | 対象経費（税込） | 補助率等 | 限度額 | 備考 |
| 伐倒駆除 | 伐倒くん蒸処理等に要する経費  ※１　業者委託費用が５万円以上の事業を補助の対象事業とする。  ※２　管理者自ら実施する事業は対象外とする。 | 伐倒くん蒸処理等の率  ・くん蒸　　６／10以内  ・チップ化　６／10以内  ・焼却　　　５／10以内  枯死木処理等の率  ５／10以内 | 円  200,000 | 補助金額については、第７条第３項に基づいて算出する。 |
| 樹幹注入  （薬剤注入） | 薬剤の購入に要する経費  ※１　薬剤の使用量は使用する薬剤の使用基準による。  ※２　業者委託により実施した場合も薬剤購入費のみを対象とする。 | １／２以内 | 円  100,000 | 健全な松に限る。 |
| その他村長が必要と認める事業 |  |  |  | その都度村長が定める。 |

２　前項の規定により算出した補助金の額に1,000円未満の単数が生じた場合、その端数を切り捨てる。

（補助金交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、麻績村松くい虫防除対策事業補助金交付申請書（様式第１号）に事業に係る見積書及び事業計画に係る写真を添えて事業の実施前に村長へ提出しなければならない。

２　事業計画に係る写真については、胸高（地表より1.2ｍの位置）での樹木の直径又は円周の長さを計測したもの及びおよその樹高が判断可能な全景写真を備えたもの２枚を基本とする。

３　申請者が事業対象とする樹木の所有者と異なる場合にあっては、樹木の所有者の署名等実施に際しての承諾を得た証明となる書類を併せて提出しなければならない。（任意様式）

４　申請者が前項の申請内容を変更又は、中止する場合は、麻績村松くい虫防除対策事業変更申請書（様式第２号）に必要な書類を添えて村長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前６条による補助金交付の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、麻績村松くい虫防除対策事業補助金（変更）交付決定通知書（様式第３条）により補助額を交付決定するものとする。

２　村長は、交付決定に際して補助金交付の目的を達成するため必要があると認めたその他事項について、条件に付することができる。

３　補助額については、毎年度４月時の麻績村アカマツ枯損木伐倒駆除事業の立米単価設計額を基礎算定額とし、基礎算定額に処理立米数及び事業内容ごとに定められた補助率を乗じた得た金額、事業見積額に事業内容ごとに定められた補助率を乗じて得た金額及び限度額を比較し、最も低い金額を補助金額とする。また、事業内容が特殊伐採に該当する場合に限り、基礎算定額に２を乗じ比較する。

（実績報告書及び請求）

第８条　申請者は、事業完了後、すみやかに麻績村松くい虫防除対策事業実績報告書（様式第４号）に事業写真、事業に係る請求書及び領収書の写しを添えて村長に提出しなければならない。

２　前項に定めるところの事業写真については事業の実施前、作業中状況、事業完了時の３枚を基本とする。

３　村長は、実績報告書を受理したときは、所定の検査を行い、補助金交付決定に基づいて麻績村松くい虫防除対策事業補助金交付確定通知書（様式第５号）により補助金交付を確定するものとする。

４　申請者は、前項の補助金交付の確定に基づき、麻績村松くい虫防除対策事業請求書（様式第６号）を村長に提出しなければならない。

（補助金交付の決定取消等）

第９条　村長は、補助金交付決定者が次の各号の一に該当するときは、補助金交付決定の取消し、若しくは既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(１)　提出書類の記載事項に偽りがあったとき。

(２)　その他不正行為があったとき。

（その他）

第10条　この要綱の施行に際し、必要な事項はその都度、別に定める。

２　申請者は様式第１号、様式第２号及び様式第４号については、氏名を自筆する場合に限り押印を省略することができる。

附　則

この要綱は、平成25年３月１日より施行し、平成24年４月１日以降に防除したものの申請に関わる補助金から適用する。

附　則（令和２年３月２日告示第６号）

この告示は、令和２年３月２日より施行し、令和２年４月１日以降に防除したものの申請に関わる補助金から適用する。